

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成27年12月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	特別職の職員で常勤のもの の給与に関する条例の 一部を改正する条例	市長及び副市長の給料を減額する ものです。	平成27年 12月議会 議案 第100号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の給与に関する条例であり、実施要綱第3 条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948- 6218
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	市議会議員その他非常勤 の職員の公務災害補償等 に関する条例の一部を改 正する条例	地方公務員災害補償法等の改正 に伴い、非常勤の職員の災害補償 と厚生年金との調整について定め るものです。	平成27年 12月議会 議案 第101号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市内部の管理規定を定めるもので、実施要 綱第3条第1項各号のいずれにも該当しない ため	職員厚生 課 089-948- 6287
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市個人番号の利用等 に関する条例	平成28年1月1日から個人番号の 利用が開始されることに伴い、個人 番号の独自利用等について定める ものです。	平成27年 12月議会 議案 第102号	パブリック コメント	H27.9. 30 ～ H27.10. 29	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴 きました。	文書法制 課 089-948- 6866
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

4	松山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令等の改正に伴い、非常勤消防団員等の災害補償と厚生年金との調整等について定めるものです。	平成27年 12月議会 議案 第103号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市内部の管理規定を定めるもので、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	地域防災課 089-926-9229
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
5	松山市国民健康保険条例及び松山市介護保険条例の一部を改正する条例	個人番号の利用開始に伴い、減免申請書等に個人番号の記載を求めるものです。	平成27年 12月議会 議案 第104号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 軽易な内容であるため(実施要綱第3条第2項第1号に該当)	国保年金課 089-948-6360 介護保険課 089-948-6919
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
6	松山市老人憩の家条例の一部を改正する条例	市道北条下難波線の整備に伴い、老人憩の家を北条支所内に移転するものです。	平成27年 12月議会 議案 第105号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	高齢福祉課 089-948-6410
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
7	松山市児童厚生施設条例の一部を改正する条例	保健センター北条分室の一部を改修し、北条児童センターを設置するものです。	平成27年 12月議会 議案 第106号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	子育て支援課 089-948-6411
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

8	松山市特定空家等審議会 条例	特定空家等の判定等について調査審議する審議会を設置するものです。	平成27年 12月議会 議案 第107号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市長の附属機関の組織及び運営に関する条例であり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	住宅課 089-948- 6349
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

- ①この表は、条例の制定過程において、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民のみなさんのご意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。
- ②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程において、
必要な事項を公表する ⇒ 市民等の意見を考慮して意思決定を行う ⇒ 提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、
という一連の手続をいいます。